

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第５条第１項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第３項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第８条第２項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

平成２０年８月８日

東広島市長 藏 田 義 雄

１ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(１) 名称

エブリイ西条店

ひまわり西条西店

(２) 所在地

東広島市西条町西条東字山崎１０３３番外

２ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社エブリイ	代表取締役 岡 崎 雅 廣	福山市南蔵王町二丁目１０番２２号
沖川木材株式会社	代表取締役 沖 川 敬 明	東広島市志和町志和東２５３６番地４

３ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社エブリイ	代表取締役 岡 崎 雅 廣	福山市南蔵王町二丁目１０番２２号
株式会社プブレひまわり	代表取締役 梶 原 秀 樹	福山市西新涯町二丁目１０番１１号

４ 大規模小売店舗の新設をする日

平成２１年１月２６日

５ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,618平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
エブリイ建物北側	58台
ひまわり建物北側	10台
エブリイ建物北側	10台
合 計	78台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
エブリイ建物北側	17台
ひまわり建物東側	8台
合 計	25台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
エブリイ建物東側	40平方メートル
エブリイ建物北西側	24平方メートル
ひまわり建物南西側	24平方メートル
合 計	88平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容 量
エブリイ建物東側	16立方メートル
ひまわり建物南側	3立方メートル
合 計	19立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社エブリィ	午前9時	午後10時
株式会社プレひまわり	午前9時	午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場番号	出入口の数	位 置
1	1か所	駐車場西側
2	1か所	駐車場東側
3	4か所	駐車場北東側、南東側、北西側及び南西側
合 計	6か所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

平成20年7月25日

9 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成20年8月8日(金)から平成20年12月8日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)とし、縦覧時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部商業観光課

東広島市西条上市町7番42号

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成20年12月8日(月)

(2) 提出先

東広島市産業部商業観光課